

じどうふくし
児童福祉 のこと

ほいくじょ
○保育所 のこと

ほいくしよ こ せわ う かげつ
 保育所は 子どもを あずかって、世話を する ところです。生まれてから だいたい 6ヶ月を

す しょうがっこう い こ りょうしん いえ そと
 過ぎてから、小 学校に 行くまでの 子どもを あずかります。両 親が 家の 外で

はたら びょうき あさ ゆうがた あいだ いえ こ せわ
 働 いていたり、病 気に なったりして、朝から 夕方の 間に、家で 子どもの 世話が

ばあい こ ほいくじょ
 できない 場合に、子どもを 保育所に あずける ことが できます。

ほいくじょ こ もう こ ひつよう もう こ
 保育所に 子どもを あずける ためには、申し込みが 必要です。申し込みを するためには、

しゅっせいとどけ てつづき ひつよう くわ しゅっしょうとどけ
 出 生届 の手続きが 必要です。(詳しくは、「3-2 出 生届」を みて ください。)

こうりつ しりつ にしのみやしやくしよしんせいどにんていか もう こ
 公立も 私立も、西 宮市役所新制度認定課に 申し込んで ください。

ほいくじょ ねん がつ はじ ふつう がつ
 保育所の 1年は 4月から 始まるので、普通は 4月から あずかります。

がつ がつ ほいくじょ こ き ひ し つた
 12月～4月から 保育所に 子どもを あずける ためには、決まった 日までに 市に 伝える

ひつよう つた し こうほう し
 必要が あります。いつまでに 伝えるかは 市の 広報<お知らせ>を みて ください。

いがい つき こ
 また、それ以外の 月からでも、子どもを あずかる ことが あります。それは、それぞれの

ほいくじょ こ すく
 保育所であずかっている 子どもが 少ないときです。

ほいくじょ はら かね ほいくりょう りょうしん ほごしゃ はら ぜいきん しみんぜいがく
 保育所に 払う お金 (=保育料) は、両 親など 保護者が 払っている 税金 (=市民税額)

きんがく き
 の 金額によって 決まります。

しゅっせいとどけ てつづ お にゆうじ もう こ がつにゆうしよ のぞ
 出 生届 の手続きが終わった 乳 児から申し込みができます(12～4月 入 所を除く)。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしよしんせいでんにていか
西宮市役所新制度認定課 0798-35-3160・3161

※ほかに、認可外保育施設が あります。必要な お金や 預けることが できひつような

おかねや あずけることが できるか できないかは、保護者と 保護者と 施設の人 の間で

き 決めます。詳しいことは、それぞれの 認可外保育施設に 直接 聞いてください。

じどうそうだんじよ ○ 児童相談所 のこと

じどうそうだんじよ こ
児童相談所は、子どもの いろいろな 問題を 相談できる ところです。子どもが、暴力を

う ぎゃくたい う こころ からだ しょうがい たす ひつよう
受けたり、虐待を 受けたり、心や 体に 障害が あるなど、助けが 必要なときは、

そうだん
相談 してください。

ほいくじよ こ かんけい こ もんだい み じどうそうだん
保育所などの 子どもと 関係のある ところが、子どもの 問題を 見つけた ときに、児童相談

じよ れんらく おや ほごしゃ こ かんけい ひと ちよくせつ
所へ 連絡することが あります。また、親などの 保護者や 子どもと 関係がある人が、直接

じどうそうだんじよ い そうだん でんわ そうだん
児童相談所に 行って、相談することも できます。電話で 相談することも できます。

れんらくさき
(連絡先)

ひょうごけんにしのみや かていせんたー
兵庫県西宮こども家庭センター 0798-71-4670

じゅうしよ にしのみやし あおきちよう
住所：西宮市 青木町 3-23

ぼしせいかつしえんしせつ ○ 母子生活支援施設

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

ぼしせいかつしえんしせつ こ ぼしせたい たす
母子生活支援施設は、まだ 18 さいに なっていない 子どもが いる 母子世帯を 助ける ところ
ぼしせたい ははおや こ ちちおや かぞく
です。母子世帯とは、母親 (=おかあさん) と 子どもだけの、父親 (=おとうさん) が いない 家族
の ことです。いろいろな もんだい こ そだ こま ぼしせたい たす
の こと 問題があつて、子どもを 育てるときに 困る 母子世帯を 助けて、
こ せいかつ まも
子どもの 生活を 守ります。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしょ じどう ぼししえんか
西宮市役所 児童・母子支援課 0798-35-3166

じよさんしせつ ○ 助産施設 のこと

じよさんしせつ こ しゅっさん こ う ひと たす
助産施設とは、子どもを 出産する (=子どもを 生む) 人を 助ける ところ です。
にんしん こ ひと こ う ひつよう かね
妊娠している (=子どもが おなかに いる) 人が 子どもを 生む ために 必要な お金が
じよさんしせつ つか しょとく たか ひと はたら かね
ないとき助産施設を 使う ことが できます。所得の 高い 人 (= 働いて お金を
ひと しせつ つか
たくさん もらつて いる人) は、この 施設を 使うことが できない ときが あります。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしょ じどう ぼししえんか
西宮市役所 児童・母子支援課 0798-35-3166

じどうてあて ○ 児童手当 のこと

さい さいしょ がつ にち じどう そだ かてい かね
15 歳に なつて、最初の 3月31日までの 児童を 育てている 家庭は、お金を もらう ことが
おや しゅうにゅう きんがく せいげん
できます。親の 収入に よつて 金額の 制限が あります。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしよこそだててあてか
西宮市役所 子育て手当課 0798-35-3189

じどうふようてあて
○ 児童扶養手当 のこと

じどうふようてあてせいど ははおや ちちおや こ
児童扶養手当制度は、母親(=おかあさん)、父親(=おとうさん)がひとりで子どもをそだててい
る家庭の生活を助ける制度です。

こ そだ ははおや
子どもをひとりで育てている母親(=おかあさん)、父親(=おとうさん)は、お金をもらう
ことができます。

かね ひと さい さいしよ がつ にち く こ かてい
お金をもらえる人は、18歳になって最初の3月31日が来るまでの子どもがいる家庭
です。母親や父親が心や体に重い病気をもっているときももらうことができます。

こ こころ からだ ちゅうていど いじょう しょうがい こ さい
子どもが、心や体に中程度以上の障害があるときは、その子どもが20歳にな
るまで、お金をもらうことができます。もらえるお金は、子どもを育てている人の所得や
子どもの人数によって決まります。

こころ からだ ちゅうていど いじょう しょうがい ばあい しょとく たか ひと はたら かね
心や体に中程度以上の障害がある場合は、所得の高い人(=働いてお金を
たくさんもら
って いる人)は、もらえない ことも あります。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやしやくしよこそだててあてか
西宮市役所 子育て手当課 0798-35-3190

とくべつじどうふようてあて
○ 特別児童扶養手当 のこと

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

とくべつじどうふようてあてせいど　　ころ　　からだ　　ちゅうていどいじょう　　しょうがい　　20さい
 特別児童扶養手当制度は、心や体に中程度以上の障害をもっている、20歳になって

いない　　こ　　そだ　　かてい　　せいかつ　　たす　　せいど
 いない子どもを育てている家庭の生活を助ける制度です。

かね　　こ　　ちちおや　　ははおや
 お金をもらうことができるのは、子どもそだてている父親か母親です。

ちちおや　　ははおや　　こ　　そだ　　ひと　　かね
 父親や母親のかわりに子どもを育てている人もお金をもらうことができます。

しょうとく　　たか　　ひと　　はたら　　かね　　ひと
 所得の高い人（＝働いてお金をたくさんもらっている人）は、もらえない
 ことがあります。

れんらくさき
 （連絡先）

にしのみやしやくしよ　　こそだ　　てあてか
 西宮市役所 子育て手当課　　0798-35-3190

くわ　　にほんご　　ひと　　いっしょ　　き
 ※ 詳しいことは、日本語がわかる人と一緒に聞いてください。